

議案第 1 5 1 号

飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

街なみ環境施設の廃止に伴う改正

飛驒市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例

飛驒市街なみ環境施設条例（平成17年飛驒市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表栄町ふれあい広場の部を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市街なみ環境施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行				改正案			
本則・附則 略 別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）				本則・附則 略 別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）			
名称	位置	休館日及び開館時間	使用料	名称	位置	休館日及び開館時間	使用料
三之町まちづくりセンターの部～金亀台屋台蔵広場の部 略				三之町まちづくりセンターの部～金亀台屋台蔵広場の部 略			
三光台屋 台蔵広場	飛騨市古川町式 之町2番30号	略	略	三光台屋 台蔵広場	飛騨市古川町式 之町2番30号	略	略
<u>栄町ふれ あい広場</u>	<u>飛騨市古川町栄一 丁目3番17号</u>			_____	_____		
以下 略				以下 略			

飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例（案） 要旨

1 改正の趣旨

街なみ環境施設の廃止に伴う改正

2 改正の内容

これまで街なみ環境施設として管理してきた栄町ふれあい広場について、古川町第13区・14区自治会へ無償譲渡することに伴い、当該条例から廃止するもの。

3 施行日 公布の日